

陳情第135号	受理年月日	令和5年2月14日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情について	
要旨	<p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、新聞、月刊誌等の各種メディアで報道されている。</p> <p>その中で、職員アンケートを実施した川崎市役所の実例が報告され、しんぶん赤旗などの政党機関紙を、多くの管理職等の職員が購読している（させられている）ことに驚がくした。特に、議員に勧誘され、購読しなければならないというような圧力を感じたと答えた職員が8割近くに上ったことは、極めて深刻な状況である。新聞報道によると全国の自治体でも川崎市と同様の事例がたくさんある。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはならない。ところが、全国の複数自治体において心理的圧力を感じた（断れないので有料購読している）という実情が報じられていることから、北九州市役所においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを今一度明確にするとともに、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消するよう、次のとおり措置されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民の不安を解消するために、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報や預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が行われないようにすること。 2 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではないが、読みたい方は自宅を配達先とし、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達するなど指導を徹底すること。 3 議員は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関紙を私費で購 	

入するよう圧力をかけないこと。

- 4 職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかを確認、調査すること。
- 5 議員からの政党機関紙勧誘に、職員が圧力を感じている事実が明確ならばパワハラにあたる。また、職員が勧誘の拒否や購読をやめた場合に、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいる。声を上げにくい職員のために、職員の相談窓口を設置、あるいは明示するなど対応すること。